

令和 8 年度宮古島市障害者優先調達推進方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条に規定する障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、以下のとおり方針を定める。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針の適用範囲は、市の全ての機関が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

4 対象となる障害者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく施設等

ア 就労継続支援事業所（A 型、B 型）

イ 就労移行支援事業所

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援及び就労継続支援を行う入所施設）

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

(2) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成 25 年政令第 22 号）に基づく施設

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）

①障害者の雇用者数が 5 人以上

②障害者の割合が従業員の 20%以上

③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30%以上

(3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

5 調達する物品等の種類

特に分野を限定することなく、調達に努める。

6 担当窓口

本方針の担当窓口は、福祉部障がい福祉課（以下「担当課」という。）とする。

7 調達推進方法

- (1) 担当課は、年度ごとに、前年度の調達実績等を勘案し、各機関の意見を聞いたうえで、当該年度に調達する物品等についての目標を設定する。
- (2) 障害者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に配慮しつつ、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び宮古島市契約規則（平成 22 年宮古島市規則第 4 号）第 20 条第 2 項等の規定に基づく、予算の適正な執行に配慮しつつ、随意契約を維持するなど、調達の推進に努めるものとする。
- (3) 障害者就労施設等から供給可能な物品等については、担当課が当該施設等からの情報をもとに各機関へ情報提供する。
- (4) 障害者就労施設等に配慮した納期の設定に努めるものとする。
- (5) 担当課は、年度ごとに部局毎、種別毎の実績を調査し、市の各機関へ提供のうえ、発注が可能と見込まれる物品等の情報の集約を行う。

8 共同受注窓口の活用

障害者総合支援法に基づく施設等に係る物品等の情報収集及び受発注調整に当たっては共同受注窓口である「一般財団法人沖縄県セルフセンター」（※注）を積極的に活用し、発注推進を図るものとする。

（※注）障害者の自立と社会参加を促進するために、障害者就労施設等の作業の受注確保や製品等の販路拡大等に取り組んでいる事業者団体である。

9 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 担当課は、本方針を策定し、又は見直した時は、ホームページ等により公表する。
- (2) 担当課は、調達実績について、翌年度に概要を取りまとめ、ホームページ等により公表する。

10 調達の目標

前年度の調達実績を目安として、それを上回るよう努めるものとする。

11 その他

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。

附 則

この方針は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。